

◎補助事業の説明

(環境に配慮した住宅改修工事及び省エネ機器設置工事)

改修工事の名称		その概要、機器類の種類、評価基準等	
ア	外壁等の断熱改修工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外壁、床、屋根又は天井の断熱性能のある建材による改修をいう。</li> <li>○使用する建材(外壁材、断熱材等)は、熱伝導率等の断熱性能が確認されているもの(日本工業規格(JIS)に適合していることの認証を受けている)、あるいは同等の性能を有することが他において証明されているもの、又は省エネ住宅ポイント事務局に登録されているもの若しくは登録されていたものであること。</li> <li>○少なくとも1居室以上の施工をすること。</li> </ul>	
イ	窓の断熱改修工事(二重窓、二重サッシの取付け)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○二重窓、二重サッシの取付け</li> <li>○少なくとも1居室以上の施工をすること。</li> </ul>	
ウ	窓の断熱改修工事(複層ガラスの取付け)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○省エネ住宅ポイント事務局に登録されている若しくは登録されていた複層ガラス等の取付けであること。</li> <li>○少なくとも1居室以上の施工をすること。</li> </ul>	
エ	窓の断熱改修工事(日射フィルム、コーティング剤の貼付等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国内の民間第三者機関による測定値が遮へい係数0.7未満、可視光線透過率65パーセント以上、熱貫流率<math>5.9W/(m^2 \cdot K)</math>未満(コーティング剤の場合は、<math>6.0W/(m^2 \cdot K)</math>以下)であり、かつ日射調整性能について適切な耐候性が確認されているフィルム又はコーティング剤を窓に貼付又は塗布するものであること。</li> <li>○これらを証明するものがあること。</li> <li>○少なくとも1居室以上の施工をすること。</li> </ul>	
オ	屋根の断熱改修工事(高反射率塗装)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国内の第三者機関による測定値が日射反射率50パーセント以上を有する塗料を用いる塗装をいう。</li> <li>○これを証明するものがあること。</li> <li>○屋根又は屋上の施工であって、全面の施工であること。</li> </ul>	
カ	太陽熱ソーラーシステム、太陽熱温水器の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般財団法人ベターリビングによる優良住宅部品認定を受けたものであること、又は省エネ住宅ポイント事務局に登録されているもの若しくは登録されていたものであること。</li> <li>○生み出された熱及び温水は、住宅で使用するものであること。</li> <li>○機器は、未使用のものを購入すること。</li> </ul>	
キ	節水トイレの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○JIS A 5207に規定する「節水Ⅱ形大便器」と同等以上の性能を有することを確認することができるもの、又は省エネ住宅ポイント事務局に登録されているもの若しくは登録されていた「節水Ⅱ形大便器」であること。</li> <li>○機器は、未使用のものを購入すること。</li> </ul>	
ク	高断熱浴槽の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○JIS A 5532及びA 5532改正原案に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有することを確認することができるもの、又は省エネ住宅ポイント事務局に登録されているもの若しくは登録されていたものであること。</li> <li>○機器は、未使用のものを購入すること。</li> </ul>	
ケ	共用部分改修工事 分譲マンション	LED照明器具の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○分譲マンションの共用部分にLED照明器具を取付ける工事であること。</li> <li>○共用部分は、概ね、玄関、廊下、階段、建物周囲の敷地とする。</li> <li>○器具は、未使用のものを購入すること。</li> </ul>
コ	共用部分改修工事 分譲マンション	段差解消、手すり取付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>○分譲マンションの共用部分でつぎのいずれかの改修等を行う工事であること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① エントランスや廊下等にある段差の解消</li> <li>② 廊下や階段等への手すりの取付け</li> </ul> </li> <li>○共用部分は、概ね、玄関、廊下、階段、建物周囲の敷地とする。</li> </ul>
サ	高効率給湯機の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅で使用する電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート)、潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ)、潜熱回収型石油給湯機(エコフィール)、ガスエンジン給湯機(エコウィル)、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)のいずれかを設置するもので、省エネ住宅ポイント事務局に登録されているもの又は登録されていたものであること。</li> <li>○機器は、未使用のものを購入すること。</li> </ul>	
シ	住宅の外壁改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅の外壁(全部の施工を原則とする)の改修等を行う工事であること。</li> <li>○亀裂、腐食、汚れ、変形、雨漏り等による補修</li> </ul>	